

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年10月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500184 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500037 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 8 月 10 日は 22 万円、平成 22 年 8 月 10 日は 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 8 月 10 日及び平成 22 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 8 月 10 日及び平成 22 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 21 年 8 月 10 日の標準賞与額を 23 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 8 月 10 日の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 8 月
② 平成 22 年 8 月

請求期間①及び②に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A 社から提出された賞与支払明細書及び給与・賞与支給実績一覧表、平成 21 年及び平成 22 年給与所得に係る源泉徴収簿並びに複数の同僚の賞与に係る明細書により、請求者は、事業主から請求期間①は平成 21 年 8 月 10 日に 23 万円、請求期間②は平成 22 年 8 月 10 日に 23 万 5,000 円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料をそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、請求者に係る賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 22 万円とし、請求期間②の標準賞与額については、請求者に係る給与・賞与支給実績一覧表及び平成 22 年給与所得に係る源泉徴収簿並びに複数の同僚の賞与に係る明細書から 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 8 月 10 日及び平成 22 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、請求者に係る賞与支払明細書によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の訂正後の標準賞与額を上回っていることが認められる。

したがって、平成 21 年 8 月 10 日の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、23 万円とすることが必要である。

なお、平成 21 年 8 月 10 日の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500189 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500036 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和3年12月25日は20万円、令和4年12月25日は30万円に訂正することが必要である。

令和3年12月25日及び令和4年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月25日及び令和4年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年12月25日
② 令和4年12月25日

請求期間①及び②について、賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び支給控除一覧表並びに日本年金機構が保管する請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は請求期間①について同社から20万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を賞与から控除され、請求期間②について同社から30万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年6月25日受付）に年金事務所に対し提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500128 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500017 号

第1 結論

昭和 51 年＊月から昭和 53 年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から昭和 56 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年＊月から昭和 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 4 月まで

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）については、当時大学生だった私のために実家の両親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず納付記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、昭和 51 年＊月に A 市に帰省した際に母親から、父親が国民年金加入手続をしてくれたことを知らされたと記憶しており、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」に係る被保険者資格を取得する最初の事務処理は、請求者が A 市の後に住民登録したとする B 市において請求者が昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者に該当した旨の届出をしたことに伴い、同年 7 月 11 日に行われたことが確認できるところ、この処理と同時に、大学卒業後の昭和 53 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得し昭和 56 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した処理が行われたものであることから、当該資格処理がされるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の父親が国民年金加入手続を行ったとする昭和 51 年＊月及び同年中に A 市で払い出された国民年金番号を国民年金手帳記号番号払出簿により確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる請求者の旧姓を含む氏名検索を行ったものの、前述の国民年金番号とは別の番号が請求者に払い出された形跡はない。

さらに、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父親及び母親は既に亡くなっております、請求者は加入手續及び保険料納付に関与していないことから、当時の状況について確認することができない上、請求者は、弟も20歳到達時点で大学生であったところ、両親が国民年金の加入手續を行い就職までの国民年金保険料を納付したと思う旨陳述しているが、弟も20歳到達時から共済組合加入までの間、国民年金の加入記録はない。

加えて、A市及びB市は、請求者の国民年金に関する資料はない旨回答しており、請求期間後に居住していたC市の国民年金被保険者名簿において、請求期間に係る国民年金の資格記録はオンライン記録と一致しており、保険料が収納された記録は確認できない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。